

健康・生活科学委員会分科会の設置について

分科会等名：パブリックヘルス科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>世界保健機関の全ての政策における健康に関するヘルシンキ声明 (Helsinki Statement on Health in All Policies 2013) に示されるように、人々が安寧に生活を送るためにパブリックヘルスが果たす役割は多岐にわたる。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応時に保健所を中心とした活動がひっ迫する事態となったことから、公衆衛生系人材育成の必要性について関連分科会と連携し意思の表出の作成を進める。</p> <p>また、喫煙対策につき、前期までの「脱タバコ社会の実現分科会」の活動を発展させ、より俯瞰的かつ分野横断的な視点から加熱式たばこを含めた、たばこに対する環境整備、制度改正の提案を推進するため、今期は当分科会に取りこみ、経済の専門家を加えて意思の表出の作成を進める。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平時、緊急時の公衆衛生系人材の育成</li> <li>2. 経済的影響を含めたたばこ対策の環境整備、制度改正に係る審議に関すること</li> </ol>
5	設置期間	令和6年1月25日～令和8年9月30日
6	備考	